鳥取県公報

令和５年10月20日（金）
号外第８４号

毎週火・金曜日発行

目　　　次

◇　条　　例　鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（43）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（44）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（45）（くらしの安心推進課）・・・・・6

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（46）（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（47）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（48）（〃）・・・・・・・・・・・11

◇　人委規則　職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（44）（給与課）・・・・12

═══════公布された条例のあらまし═══════

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用する事務を拡大する。

２　条例の概要

（１）　個人番号を利用することができる事務に、私立の高等学校その他の学校への就学に要する費用の援助に関する事務を追加する。

（２）　その他所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、公布の日とする。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するため、地域活動に従事するための特別休暇を新たに設ける。

２　条例の概要

（１）　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

職員の特別休暇に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇を加える。

（２）　県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

（１）に準じた改正を行う。

（３）　施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

旅館業法の一部が改正され、旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡する場合において、その譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

２　条例の概要

（１）　旅館業の譲渡及び譲受けの承認について、１件につき7,400円の手数料を新たに徴収する。

（２）　清純な施設環境を保持すべき施設を定める規定、許可を与える場合に意見を求めなければならない者を定める規定及び宿泊者を拒むことができる事由を定める規定中引用する旅館業法の条項を改める等の所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部が改正され、特定空家等の緊急代執行を行うことができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

２　条例の概要

（１）　市街化を促進するおそれがない等の開発行為として開発許可等ができるものに、次の目的で行うものを加える。

ア　そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家の所有者に法に基づき必要な措置の指導がなされ除却された当該空家の敷地に新たに建設する自己用住宅

イ　災害その他非常の場合で、緊急に除却等する必要がある空家について、法に基づき必要な措置をとることを命ずるいとまがないときに、市町村長が除却を行った空家の敷地に新たに建設する自己用住宅

（２）　その他所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の一部が改正され、配偶者から身体に対する暴力等を受けた被害者を保護するための保護命令制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。

２　条例の概要

（１）　暴力の相手方に、改正後の配偶者暴力防止法の規定により保護命令が発せられている者も県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者とする。

（２）　県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者について定めた規定中引用する配偶者暴力防止法の条項を改める。

（３）　施行期日等

ア　施行期日は、令和６年４月１日とする。

イ　所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

１　条例の改正理由

鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てた額の合計額が目途とする額に達すると見込まれることから、参加市町村と協議の上、積み立てる額の合計額の見直しを行う。

２　条例の概要

（１）　鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てる額の合計額の目途を23億円（現行　20億円）に引き上げる。

（２）　施行期日は、公布の日とする。

条　　　　例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第43号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後		改　正　前	
別表第１（第３条関係）		別表第１（第３条関係）	
略		略	
５　知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第１の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの	５　知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第１の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略		略	
８　教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第１の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの	８　教育委員会	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第１の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
略		略	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第44号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） 第16条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。 ２　略	（特別休暇） 第16条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。 ２　略

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条　県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） 第14条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。 ２　略	（特別休暇） 第14条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。 ２　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第45号

鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（清純な施設環境を保持すべき施設） 第２条　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項、法第３条の３第２項及び法第３条の４第３項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。 （１）～（６）　略 ２　略	（清純な施設環境を保持すべき施設） 第２条　法第３条第３項第３号（法第３条の２第２項及び法第３条の３第３項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。 （１）～（６）　略 ２　略
（許可を与える場合に意見を求めなければならない者） 第３条　法第３条第４項（法第３条の２第２項、法第３条の３第２項及び法第３条の４第３項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。 （１）～（４）　略	（許可を与える場合に意見を求めなければならない者） 第３条　法第３条第４項（法第３条の２第２項及び法第３条の３第３項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。 （１）～（４）　略
（宿泊者を拒むことができる事由） 第７条　営業者は、法第５条第１項第４号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。 （１）　泥酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 （２）・（３）　略	（宿泊者を拒むことができる事由） 第７条　営業者は、法第５条第３号の規定により、宿泊しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、その宿泊を拒むことができる。 （１）　でい酔者その他暴行のおそれがあるもので、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 （２）・（３）　略
（手数料の徴収） 第８条　次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （１）　略 （２）　法第３条の２第１項、法第３条の３第１項又は法第３条の４第１項の承認　一件につき7,400円	（手数料の徴収） 第８条　次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （１）　略 （２）　法第３条の２第１項又は第３条の３第１項の承認　一件につき7,400円

附　則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正

する法律（令和５年法律第52号）の施行の日から施行する。

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第46号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表（第５条関係） 略 12　次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）　略 （１）　略 （２）　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第１項若しくは第22条第１項に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段若しくは第11項の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅 略 備考　略	別表（第５条関係） 略 12　次のいずれかに該当する建築物に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）　略 （１）　略 （２）　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第１項に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家（以下「除却された空家」という。）の敷地に新たに建設する自己用住宅 略 備考　略

附　則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第50号）の施行の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第47号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入居者の選考） 第７条　略 ２・３　略 ４　知事は、第１項に規定する者のうち次に掲げる者については、前２項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 （１）～(10)　略 (11)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア　当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第１項から第４項まで<u>及び第10条の２</u>（<u>これらの規定を</u>配偶者暴力防止法第28条の２において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者 イ・ウ　略 エ　婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法<u>第３条第６項</u>に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者 (12)～(14)　略	（入居者の選考） 第７条　略 ２・３　略 ４　知事は、第１項に規定する者のうち次に掲げる者については、前２項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 （１）～(10)　略 (11)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア　当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第１項から第４項まで（配偶者暴力防止法第28条の２において準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられている者 イ・ウ　略 エ　婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法<u>第３条第５項</u>に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者 (12)～(14)　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第７条第４項第11号アの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者について適用

し、施行日前にされた申立てに係る命令が暴力の相手方に発せられている者については、なお従前の例による。この場合において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第30号）附則第２条第１項の規定により従前の例によってなされる命令は、同法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定によってなされた命令とみなす。

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県条例第48号

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（基金の積立て） 第５条　略 ２　基金として積み立てる額の合計額は、<u>23億円</u>を目途とする。 ３　略	（基金の積立て） 第５条　略 ２　基金として積み立てる額の合計額は、<u>20億円</u>を目途とする。 ３　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年10月20日

鳥取県人事委員会委員長　小　松　哲　也

鳥取県人事委員会規則第44号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
（特別休暇） 第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		（特別休暇） 第16条　条例第16条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
（３の２）　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動並びに次号ア及びイに掲げる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ク　略 ケ　アからクまでに掲げるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの	一の年において５日を超えない範囲内（ケにあっては、当該範囲内のうち１日を超えない範囲内に限る。）でその都度必要と認める期間	（３）の２　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ク　略 ケ　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの	一の年において５日の範囲内の期間（ケにあっては、当該期間内のうち１日の範囲内の期間に限る。）
（３の３）　職員が自発的に、次に掲げる地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動を除く。）	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		

を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア　地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条の２第２号に規定する自主防災組織、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第２条第１項に規定するＰＴＡその他の地域住民を主体として構成される団体が行う活動に参加して行う活動（当該団体の構成員として従事する活動に限る。） イ　前号アからケまでに掲げる活動であって、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所若しくは居所が県内であるもの（アに掲げる活動を除く。） 略	 略

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第２条　職務に専念する義務の特例に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（義務免除） 第２条　条例第２条第３号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 略 （５）　消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第１項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第６条第１項に規定する水防団長若しくは水防 ｜ 略	（義務免除） 第２条　条例第２条第３号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 略 （５）　災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）又は水防法（昭和24年法律第193号）により出動し、又は訓練に参加する場合 ｜ 略

改　正　後		改　正　前	
団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第８条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第24条の規定により水防に従事する場合			
略		略	

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第３条　県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成６年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特別休暇） 第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	（特別休暇） 第15条　条例第14条第１項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第２項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

改正後（場合）	改正後（期間）	改正前（場合）	改正前（期間）
略		略	
（３の２）　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動並びに次号ア及びイに掲げる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ク　略 ケ　アからクまでに掲げるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの	一の年において５日を超えない範囲内（ケにあっては、当該範囲内のうち１日を超えない範囲内に限る。）でその都度必要と認める期間	（３）の２　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ク　略 ケ　特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第１項に規定する特定非営利活動に該当する活動であって人事委員会が定めるもの	一の年において５日の範囲内の期間（ケにあっては、当該期間内のうち１日の範囲内の期間に限る。）
（３の３）　職員が自発的に、	一の年におい		

次に掲げる地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア　地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条の２第２号に規定する自主防災組織、ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第２条第１項に規定するＰＴＡその他の地域住民を主体として構成される団体が行う活動に参加して行う活動（当該団体の構成員として従事する活動に限る。） イ　前号アからケまでに掲げる活動であって、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所若しくは居所が県内であるもの（アに掲げる活動を除く。）	て５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間		
略		略	
(26)　消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第１項に規定する消防団員若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第６条第１項に規定する水防団長若しくは水防団員としての活動に参加する場合又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事する場合、同法第８条の規定により救助に関する業務に協力する場合若しくは水防法第	略	(26)　災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）又は水防法（昭和24年法律第193号）により出動し、又は訓練に参加する場合	略

24条の規定により水防に従事する場合			
略		略	

附　則

この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和５年鳥取県条例第44号）の施行の日から施行する。